

事務局説明資料

平成24年12月5日

金融庁総務企画局企画課
信用制度参事官室

前回（10月31日）の主な御意見

【議決権保有の上限】

- 1997年の金融危機は、銀行が経営を支配していた企業の負債の面倒を見なくてはならないということがきっかけとなった。5%ルールは、こうした金融危機を2度と起こさないことを目的に作られた規制であることに留意する必要。
- 現在の日本には資本性資金の出し手が不足しているが、銀行がこうした役割を担う場合は銀行が大きなリスクを抱えることになるため、適切なリスク管理体制を構築する必要。
- 地域活性化を図る観点から、議決権保有の上限（5%）を、中堅・中小企業については引き上げ、大企業については現行の5%を維持するという基本的な方向性に異論はない。
- 上場企業の持合いによる弊害を防止する観点から、中堅・中小企業のうち非上場企業に限定した引上げを行うことも検討すべき。
- 貸付のある企業に対して出資を行うと、当該企業に対する銀行等のコミットメントが高まることになり、仮に事業が頓挫してしまった場合、どのタイミングで引き揚げるかという判断が難しくなる。このため、適切なリスク管理が重要となる。

【事業再生会社等の議決権の銀行等本体による取得・保有】

- 例外規定の拡充の方向性については異論がないが、深度ある検査・監督を実現するために金融庁がどのような仕組みを作るかということも議論すべき。特に、事業再生会社の株式を上限なく保有することを認める場合は、その必要性が高い。
- 銀行本体による事業再生会社、事業承継会社、地域活性化事業会社等の議決権保有を上限なく認めることについては、銀行がリスクを抱えることを制限するためにも、議決権保有の上限や期間制限を設けるべき。システミック・リスクの種を撒いてはならない。
- 銀行本体による事業再生会社の保有については、大企業も対象に含めてしまうと、再生が頓挫する場合、金融機関が大きな損失を被る可能性もあるのではないかと。

【地域活性化事業会社の議決権の銀行等本体による取得・保有】

- 5%ルールの例外として新たに追加する「地域活性化事業」は、どのように定義するのか。法改正の際には、規制の抜け穴とならないよう、慎重な検討が必要。

【事業承継会社の議決権の銀行等本体による取得・保有】

- 「事業承継」を幅広く認めてしまうと、一般的なM&Aに利用されてしまう可能性がある。また、上限なく保有を認めるのではなく、一定の上限や期間制限を設けるべき。

金融機関による議決権保有規制（5%ルール）の見直しについて

【基本的な考え方】

- 5%ルールの見直しにあたっては、金融機関が本業以外の事業を行うことによって、金融機関の財務・経営の健全性を損なうことのないようにするという他業禁止の趣旨を十分に踏まえることが重要である。
- また、我が国において、金融機関が経営を事実上支配していた会社の負債について金融機関が（出）融資額を超える責任（いわゆる母体行責任）を負うことが社会的に求められ、これが金融危機を引き起こす要因の一つとなったことを背景として、銀行法上の5%ルールが創設されたことにも十分留意が必要である。
- 他方、地域経済に資本性資金の出し手が不足している状況に鑑み、資本性資金の供給主体としての金融機関の役割が発揮されうる環境を整備することも、また重要な政策課題となっている。
- このため、今般の見直しにあたっては、
 - ・ 現行規制の枠組みを基本的に維持しつつ、
 - ・ 地域経済において資本性資金の供給が真に必要とされる場合において、金融機関の健全性確保に留意しつつ、金融機関等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようにすることが適当ではないか。

【議決権保有の上限】

- 議決権保有の上限を、対象となる企業の事業内容を問わず一律に一定限度引き上げるとは、上記の考え方に照らし適当か。むしろ、金融機関が議決権を取得・保有することによる金融機関の健全性への影響を勘案し、地域経済の再活性化や企業の再生に資する等の効果が見込まれるもの等に限定して、規制を緩和することが適当ではないか。

【事業再生（の途上にある）会社の議決権の金融機関本体による取得・保有】

- 最近では、条件変更や債権放棄だけでは再生できず、事業を再構築する必要のある企業が増えてきている。このようなケースでは金融機関が一定の株式を保有した上で、企業の再生に積極的に関与することが有効になることもある。（当該企業に貸付を行っていた金融機関だけでなく、他の金融機関の関与も考えられる。）
- また、事業再生の途上にある企業は、株式価値が希薄化していることが想定されるが、こうした企業への出資につ

いては、金融機関の出資が少額であっても、その議決権の大半を保有することとなる場合がある。

- このため、金融機関本体による事業再生会社の議決権保有を認めることには合理性があるのではないか。
- 現行の規制では、投資専門子会社を通じて保有する「事業再生会社」の要件は幅広く認められているが、本体による保有を認める場合には、この要件と同じでよいか検討する必要があるのではないか。

【地域経済の面的再生（再活性化）事業会社の議決権の金融機関本体による取得・保有】

- 地域経済がますます厳しくなる中で、個々の企業の再生を図るのみならず、地域経済を面的に再生・再活性化していく必要もあると考えられる一方で、地域においては資本性資金の出し手が不足している状況にある。このため、こうした地域における企業を面的に捉えて再生・再活性化していくにあたって、金融機関の健全性確保に十分配慮しつつ、一定の場合に、そうした企業への資本性資金の供給を柔軟に行い得るようにすることが適当ではないか。

具体的には、金融機関が、低迷する地域経済を面的に再生・再活性化させるための事業を行う企業であって、地域の事業の集約や再構築を伴うものに、株式の形で資本性資金を提供することが考えられるのではないか。

【ベンチャービジネス（VB）会社の議決権の取得・保有】

- VB会社の定義については、サービス業等が含まれないとの指摘があることを踏まえると、その対象範囲を拡大することに合理性があるのではないか。また、ベンチャーファンド等の平均運用期間の実態を踏まえ、例外とする期間を延長することが適当ではないか。

【事業承継に伴う議決権の取得・保有】

- 地域金融機関等が中堅・中小企業等の事業承継を支援する際の一つの選択肢として、事業承継を行う企業の株式を、投資専門子会社を通じて一定の期間保有することについては、中堅・中小企業の事業承継が円滑に進むことが期待されるため、合理性があるのではないか。

【その他】

- 有限責任組合員として取得・保有する議決権については、議決権を実質的に行使できる場合を除外すれば、保有期間を制限しなくても、その実効性は現行制度と同様に十分に確保されると考えられるため、5%ルールの例外とする

期間を撤廃することが適当ではないか。

- 信託勘定で取得・保有する議決権については、元本補填のない信託財産として取得・保有する議決権であれば、銀行の健全性に影響を及ぼすことはなく、また、あくまでも受託者の立場で保有するに過ぎないため、5%ルールの対象から除外することが適当ではないか。
- DES（デット・エクイティ・スワップ）により取得・保有する株式については、例外とする期間を延長することが適当ではないか。